

令和5年度災害廃棄物対策東北ブロックセミナー 議事録

日時	令和6年2月5日(月) 13:30～15:30	場所	オンライン	
出席者	東北大学 大学院環境科学研究科 教授 吉岡氏 岩手大学 理工学部システム創成工学科 教授 大河原氏 青森県・中野渡氏/安田氏、青森市・吉田氏、弘前市・鼻和氏、八戸市・早狩氏 岩手県・田代氏、盛岡市・吉田氏、一関市・佐藤氏 宮城県・堀籠氏/吉田氏/伊藤氏、仙台市・沼田氏、白石市・松本氏 秋田県・横山氏、秋田市・佐藤氏 山形県・西塚氏、山形市・設楽氏、河北町・牧野氏、 福島県・鴨田氏/大町氏/小林氏、福島市・根本氏、いわき市・木田氏/西山氏、 郡山市・国分氏、喜多方市・穴澤氏/長谷川氏 秋田県産業資源循環協会・石郷岡氏 宮城県産業資源循環協会・岩崎氏			
	国土交通省 東北地方整備局 港湾空港防災・危機管理課 課長補佐		勝又氏	
	環境省東北地方環境事務所 所長		田村	
	環境省東北地方環境事務所 次長		藤田	
	環境省東北地方環境事務所 資源循環課 課長補佐		菅原	
	環境省東北地方環境事務所 資源循環課 課長補佐		小池	
	環境省東北地方環境事務所 資源循環課 課長補佐		保科	
環境省東北地方環境事務所 資源循環課 課長補佐		草刈		
環境省東北地方環境事務所 資源循環課 廃棄物対策等調査官		佐藤		
一般財団法人日本環境衛生センター 事業推進役		鈴木		
一般財団法人日本環境衛生センター サステナブル社会推進部 次長		堀内		
一般財団法人日本環境衛生センター サステナブル社会推進部		松原		

(JESC・堀内)

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度災害廃棄物対策東北ブロック協議会のセミナーを開催いたします。本日の進行を務めます日本環境衛生センター サステナブル社会推進部の次長の堀内です。よろしくお願ひいたします。最初に配布資料の確認をさせていただければと思います。既にメール等で事前に共有させていただいておりますが、資料の1-1から1-14までと、資料2、資料3という構成になっておりますので、ご確認いただければと思います。

ここから先は、日本環境衛生センターの鈴木事業推進役から進行いたします。よろしくお願いいたします。

(JESC・鈴木)

日本環境衛生センターの鈴木でございます。本セミナーは2部構成での実施となっております。第1部では、令和5年の東北大雨災害を受けた災害廃棄物処理に関わる対応について、関係機関からの振り返りと課題の発表をいただきます。また、事前に構成員の皆さまからいただいた質問についても、お答えをしていただきます。

続いて第2部では、いくつかのテーマについて皆さまと一緒に意見交換させていただき、今後に向けた対策を検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、第1部を始めさせていただきます。発表時間は7分以内で、また発表後に事前にいただいていた質問への回答を3分程度でお願いしたいと思います。発表に対しての質疑応答については、第1部の発表が終わったところでまとめて実施したいと思いますので、重ねてお願い申し上げます。

最初に東北地方環境事務所 資源循環課の小池課長補佐より発表をお願いしたいと思います。

第1部 各団体発表と質疑応答

「環境省/東北地方環境事務所の対応の振り返りと課題」について資料1-1を用いて東北地方環境事務所 小池課長補佐より説明

資料1-2 事前質問への回答

質問1

「秋田市の災害では、人材バンク支援員が現地に派遣されたが、具体的な役割分担や、支援の内容はどのようなものだったか。全体的な概要をお知らせ下さい」

人材バンクの方々には災害廃棄物の処理の進捗状況フェーズに応じて、それぞれ登録していただいている得意分野について支援に入っています。秋田市では、発災後の初期から中期にかけては、廃棄物発生量の推計量の計算、仮置場の設置・管理運営について支援員の方々を派遣しています。それから災害廃棄物処理実行計画の作成の段階では、知見のある支援員の方々に入っていただきました。後期には、家屋解体にあたる方々や、災害廃棄物処理事業費補助金に詳しく、災害等報告書の作成などの助言や支援のできる方々に支援に入っていただきました。被災市町村が求めるスキルや支援内容に応じて、対応できる人材バンク支援員の方々を派遣しています。

質問2

「応援要請の連絡ルートは環境省 県 市町村を想定していたが、環境省の要請により全都

清が代わりに支援体制を取りまとめることもあるのか」

基本的には、被災市町村の要請を待たずに、プッシュ型支援ということで環境省が全都清に要請を行っています。全都清には事務局があり、実務的には環境省の要請によって、全都清の事務局より構成メンバーの各市に、派遣に応じられるかどうかの可否の照会を実施して、派遣可能と回答した団体に対して派遣期間・派遣人数及びパッカー車などの収集運搬車等の資機材の内容を確認し、環境省と調整したうえで現地に入らせていただいています。

質問3

「東北地方環境事務所と仙台市の連携(被災地入り)について、協定等の必要はありますか」

特段協定等を締結する必要はないと考えています。東北地方環境事務所と仙台市の間で話し合いを行い、合意して現地に入っているということ、また、協議会の活動の一環であるということに理解しております。

(JESC・鈴木)

小池補佐ありがとうございました。続いて秋田県の発表をお願いしたいと思います。秋田県環境整備課の横山様お願いします。

「秋田県の対応の振り返りと課題」について資料1-3を用いて
秋田県 生活環境部 環境整備課 横山氏より説明

資料1-4 事前質問への回答

質問1

「災害時における廃棄物の仮置場に関する協定」の具体的な内容について、この協定は「災害時に県有地を仮置場として市町村に提供する」という内容か。また、県でもあらかじめ仮置場候補地を決めているのか」

質問2

「県で提供できる仮置場用地はあらかじめ計画・協定等で選定しているものか」

災害時における災害廃棄物の仮置場に関する協定についてまとめてご回答させていただきます。こちらの協定は締結しているのは秋田市のみです。協定の中であらかじめ仮置場として提供できる県有地を複数箇所選定しており、秋田市からの要請に応じて協力するといった内容の協定となっています。

質問3

「被害の全容把握が遅れた」とあるが、「遅れた」とした判断の基準を示して欲しい。また

「濃淡」とはどういう趣旨か」

災害対策についての市町村からのアンケートの中で、被害の把握が遅れたという話があり、仮置場を設置せずに戸別回収で対応した市町村からの意見だった。この収集運搬を開始する段階において、未だ全容把握ができていなかった状況から、遅れたと判断しているところだ。

情報の「濃淡」について、情報収集する際に市町村内の各地域局から情報を集めたが、各地域で提供される情報の内容に差があったということで「濃淡」と表現しているところだ。

質問 4

「課題とした戸別収集はどのようにされましたか。戸別収集の実施の有無について教えてください」

戸別収集については仮置場への自己搬入のみで対応しているところ、戸別収集のみで対応しているところ、両者を併用するところなど、対応は各市町村の実情に合わせて様々でした。

戸別収集の課題として、当初仮置場への自己搬入のみで対応していたが、自己搬入ができない状況もあり、戸別収集が必要だという意見もありました。そのような場合にはボランティアを活用して戸別収集を実施した事例もありました。

質問 5

「貴県で実施している仮置場設置・運営に関する訓練は、「秋田県産業資源循環協会」と連携して実施することとなっているが、貴県と貴県協会の訓練時のすみ分け（役割分担）についてご教示いただきたい」

県で実施している仮置場設置・運営に関する訓練は令和 4 年度から県の委託事業として実施しています。令和 4 年度は日環センターに委託しており、この際は協会からは補助員の参加や車両資機材の対応ということでご協力をいただきました。本年度につきましては、訓練自体を協会の方に委託し、企画から訓練実施まですべて行っていただいたという形になっております。

（JESC・鈴木）

ありがとうございました。続いて秋田市よりお願いします。秋田市 環境都市推進課 佐藤さんお願いします。

「秋田市の対応の振り返りと課題」について資料 1-5 を用いて
秋田市 環境部 環境都市推進課 佐藤氏より説明

資料 1-6 事前質問への回答

質問 1

「秋田市の災害では、人材バンク支援員が現地に派遣されたが、具体的な役割分担や、支援の内容はどのようなものだったか。全体的な概要をお知らせ下さい」

人材バンクの件に関しては、東北地方環境事務所から回答ございましたので、割愛させていただきます。

質問 2

「勝手仮置場が 29 カ所出来たそうですが、混廃状態になっていたと思うが、分別はどのようにされたか。(正規の仮置場で再分別したのか、混合廃棄物として一括処理したのか)」

勝手仮置場の分別については、収集の応援で来ていただいた自治体及び秋田県産業資源循環協会に収集についてご協力いただいた。家具や家電など明確に分けられるものについては分別収集のご協力をいただき、どうしても混廃にならざるを得ない部分に関しては混廃として処理をしました。

質問 3

「処理フローの図があるが、処理困難物や量が特に多かったものなど、処理方法に課題があった廃棄物はあるか」

廃タイヤや消火器、建築廃棄物由来などの市の処理施設では処理しにくいものが排出されました。また、ピアノも排出されており、仮置場を設置する場合には、平時からの便乗ごみ対策が必要だと考えております。

質問 4

「公費解体の範囲と件数等について教えてください」

住家を対象として、全壊の罹災証明を取得している方を対象に実施をしており、現状では解体の意向があるという方が 2 件いる状況です。うち 1 件は自前で解体を済ませており、費用償還の対象となるという状況です。

(JESC・鈴木)

はい、ありがとうございました。続いて福島県の発表をお願いします。福島県 一般廃棄物対策課 鴨田様をお願いします。

「福島県の対応の振り返りと課題」について資料 1-7 を用いて
福島県 生活環境部 一般廃棄物課 鴨田氏より説明

資料 1-8 事前質問への回答

質問 1

「広域処理の要請があった際に対応できるようにあらかじめ各施設へ余力等を確認していたとのことですが、災害時に広域受け入れが出来る一般廃棄物の処理が可能な施設はあらかじめリスト化していてそれをもとに連絡しているのか」

事前にピックアップしてリスト化しているわけではなく、既存の施設リストからそのつど、地理的条件や処理能力などを勘案して、処理が可能な施設に連絡をしています。

質問 2

「福島県と県内市町村及び一部事務組合との相互応援協定は県内市町村全てで協定を結ばれているものでしょうか」

県内の全ての市町村及び一部事務組合と県との相互間で協定を結んでいます。

質問 3

「好事例として紹介予定の情報収集項目をリスト（仮置場の開設状況、協定や補助金活用の有無等）について共有していただくことは可能か。（県手引きなど各種マニュアルの改訂時に参考にさせていただきたい）」

情報収集項目のリストは共有可能なため、日環センターを通してデータを皆さんに共有させていただきます。

質問 4

「令和元年度は県で災害廃棄物処理計画を策定していると伺っているが、今年度はどうか、災害廃棄物処理計画の策定について考え方はあるか」

実行計画につきましては元年度の令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物の処理のために実行計画を策定しております。本県では特定非常災害の規模の災害について、実行計画を策定するという基本的な考え方ですが、令和元年東日本台風の時はその考え方に基づき、実行計画を策定しました。令和3年、4年の福島県沖地震は、特定非常災害には該当しない通常災害だったため策定していません。今回の大雨災害につきましても、特定非常災害には該当しなかったため 実行計画は策定していないということになります。

（JESC・鈴木）

ありがとうございました。続いて、いわき市の発表をお願いします。いわき市 ごみ減量推進課長の木田さんをお願いします。

「いわき市の対応の振り返りと課題」について資料 1-9 を用いて
いわき市 ごみ減量推進課 木田氏より説明

資料 1-10 事前質問への回答

質問 1

「公費解体制度について、全壊以外にも対象が拡大した経緯と、実際の処理の状況の詳細を教えてください」

東日本大震災と令和元年台風災害が特定非常災害に認定されたこともあり、全壊家屋に加えて半壊以上の家屋についても公費解体の対象として特例的に認められた経緯があります。当市で家屋解体は 3 回目ですが、そういった状況もあり発災直後から家屋解体についてどうすべきかを部内で検討を始めていました。半壊家屋をどうするかという点では、環境省より半壊家屋についても解体・収集運搬・処分という工程の中で、家屋の解体は補助の対象とならないが、それ以外の収集運搬・処分については公費解体の補助対象になるというご説明をいただき、それを踏まえて今回半壊家屋も対象とした制度を立ち上げ、実施を進めているところです。

現在の処理状況は説明・申請などに向けて、住民に対して説明を行っており、特に半壊家屋につきましては事業者の方で見積を提示し、提示した額を判断しながら公費解体をする場合には申請をするという流れを取っています。見積を取る段階で消費者の負担が発生する部分もあり、今現在 20～30 件の見積もり依頼などが来ているところです。

計画段階では 150 棟を目途に解体を見込んでおり、今後どのくらい伸びるのかという状況でございます。

質問 2

「戸別収集の件数について教えてください」

こちらは延べの件数になりますが、1024 件というのが最終的な数字です。戸別収集については 10 月末をもって受付を終了したが、その後やむを得ない事情ということで続いており、最終的には 12 月で締め切りということで、締め切った件数が延べ 1024 件となっています。

質問 3

「災害対応のふりかえり「スケジュールを作成し、・・・」とありますが、優先順位、進め方、目標期日を可能範囲で教えてください」

優先すべきは勝手仮置場をいち早く片付けるところです。その中でも太い幹線道路から見えるところに便乗の災害廃棄物が見られたので、その部分を優先的に片付けようとする優先順位の付け方です。戸別収集や一般道路から見えないところは後回しでした。

進め方としては、当初はある程度はその場で分別をしながら収集運搬していました。しかし、残念ながら日中に収集・運搬したものと同じ量が夜間に投棄されるという状況が続いたため、その場での分別をやめて、公表している仮置場とは別に、混廃物を整理するための二次仮置場のような場所を市で改めて開設をしました。混廃のままでもいいので、勝手仮置場からの完全撤去をまず進めました。

目標期日については、例えば勝手仮置場は9月何日までに、その他の仮置場については9月30日までなど目標を作り、最終的にその仮置場は年度内に全て元に戻そうというような計画です。この計画を事業者と共有したことで、迅速に処理ができたと捉えております。

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。いわき市よりご発表いただきました。続いて仙台市よりお願いします。仙台市 環境局 沼田さんお願いします。

「仙台市の対応の振り返りと課題」について資料1-11を用いて
仙台市 環境局 沼田氏より説明

資料1-12 事前質問への回答

質問1

「被災自治体への支援にあたり、現況課題の把握や対応方針に対する助言など、被災自治体に対する支援の介入方法で留意されている点があればご教示いただきたい。(担当部署と同じ執務室内に席を確保できれば情報収集等もし易いが、異なる部屋が用意された場合などに支援側と受援側の関係性作りに時間を要した事例があったため)」

担当部署と同じ執務内に席を確保できれば一番いいです。私も熊本地震の時に熊本市役所に入り、家屋解体の支援をしました。執務室内に机を置いて、基本的に何もなければ黙って座っていました。そうすると勉強会や会議・打合せの会話が聞こえてきますし、それを聞いて「おかしいな」と思えば、お話ができます。これが一番望ましいです。

また、ご迷惑になりたくないという気持ちがあると思いますが、例えば打ち合わせの資料を見せていただく、気づいたことはメモを差し入れるといったようなコミュニケーションをとっていくなど、ご迷惑にならない程度に積極的にやっていくというのが必要なのかなと考えています。

質問2

「支援による通常業務への影響はどうか。仙台市では、直営の収集人員等はどれくらいの規模であるか」

正直申し上げて、影響はあります。私どもは家庭ごみ等の定日収集、定期的な収集は全面委託をしており、環境事業所というところで臨時ごみの収集を行っています。極力影響が出

ないようにいたしますが、やはり車両を出しているので、予約等を入れないようにするなど影響が少し出ているのが現状です。また、本市の直営の収集の人員は、事業所が5つあり、大体全体で100名程度の職員がおり、その中には管理職等も含まれますので、80名から90名ぐらいの職員が、収集等の業務に当たっているところです。

コメント

「災害派遣は大変ありがたいです。今後もノウハウを指導いただきたい」

今後も取り組んでいきたいと思えます。

(JESC・鈴木)

沼田様ありがとうございました。続きまして最後のご発表になります。秋田県産業資源循環協会の事務局長 石郷岡様よりお願いします。

「秋田県産業資源循環協会の対応の振り返りと課題」について資料1-13を用いて秋田県産業資源循環協会 石郷岡氏より説明

資料1-14 事前質問への回答

質問

「仮置場の運営管理(特に人員配置)は協会と市職員がメインと考えてよろしいか。仮置場の積込には住民及びボランティアの役割が大きいと考えてよろしいか」

仮置場の運営管理について、協会が運営管理を受け負った場合はもちろんのこと、協会の人員が市職員とともにその業務に当たることとなります。秋田市の場合は、持ち込まれるごみの中には、事業系廃棄物、ブラウン管テレビ、廃タイヤ、期限切れの消火器など、便乗ごみがたくさん見られました。これらを受付時にお断りするの、やはり市職員がメインになるかと考えます。

仮置場への詰め込み作業では、重機を使えない場合がたくさんあります。やはりマンパワーが必要になります。特に短期間で撤去しなければならない場合などは、住民の方々、ボランティアの方々の手助けが必要になります。

(JESC・鈴木)

はい、ありがとうございました。秋田県産業資源循環協会の石郷岡事務局長からご発表いただきました。

こちらで全ての発表をしていただきました。これから、セミナーの参加者の皆様方からご質問等あればお受けいたしたいと思えます。ご質問がある方はこちらで指名させていただきますので、挙手ボタンあるいは画面をオンにさせていただくなど、何かしら私どもに気づくようにしていただけるとありがたいと思えます。そしてご所属とお名前、さらにはどの発表に

対する質問なのかという部分についてもお願いしたいと思います。いかがでしょうか。秋田、あるいは福島の大震災ということ、2つの災害についてのご発表をいただきました。あわせて仙台市さんの方からは、そこにどのようなフォローができるかというところについてご発表もいただいたところですが、いかがでしょうか。

質問がなさそうですので、時間の関係もございますので、第1部の方はクローズにさせていただきます。

第2部 意見交換

(JESC・鈴木)

第2部ということで、これまでいくつかのテーマについてご発表いただきましたけれども、事前にテーマを絞って、皆様方からご意見を頂戴しています。いただいた内容についてご紹介をさせていただきたいと思います。その後、議論をお願いできればと思いますので、順番にご紹介させていただきます。

まず1つ目のテーマとして、「自治体内の体制整備(平時・被災時)を進める際に、貴自治体ではどのようなことが課題になっていきますか。また、体制整備に関する現状の取組内容と、今後の取組予定又は取り組むことが望ましい内容」についてお話をさせていただきたいと思います。

事前回答内容

「テーマ1」について資料2を用いて
日本環境衛生センター 堀内より説明

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。少し駆け足になりましたが、事前に皆様からご回答していただいた内容をご紹介いたしました。今の部分で何かお気づきの点がございましたらご発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

私の方から少しだけお話をさせていただければと思います。テーマの1-3に関係機関との連携というところがございました。その中でキーワードは何かと考えたとき、情報共有の速さ、あるいは平時の協力体制ということがあったと思います。最後にご発表いただいた石郷岡事務局長のご発言の中にはそういった課題も入っていたかと思います。民間団体との役割分割を明確にというようなご発言もございましたが、石郷岡様、そのあたりを少し深掘りしていただけないでしょうか。

(秋田県産業資源循環協会 石郷岡氏)

今回、最終的には勝手仮置場の作業を4団体が協力して実施いたしました。それぞれ市や県から要請を受けてやるより、4団体が作業の区分を分けたり、地区を分けたりしながらやることによって効率的にやることができました。もっと早い段階で、声をかける4団体の決

定と、また一般廃棄物の団体も入れればもっとよろしいかなと思います。協力いただく民間団体の方々に一同に会して、作業分担なり役割分担を決めていただければ、もっとスムーズに作業できたのではないかと思います。

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。横の連携が大事だということだと感じました。ご出席の皆さんいかがでしょうか。今のご意見も踏まえてということでご発言いただければと思いますが。

では2つ目のテーマについてご紹介をしたいと思います。「発災後には、迅速に被害状況を把握する必要がありますが、その際どのようなことが課題になると思いますか。また、現状の取組内容と、今後の取組予定又は取り組むことが望ましい内容」についてお示しく下さいというご質問でした。ご紹介をお願いします。

「テーマ2」について資料2を用いて
日本環境衛生センター 堀内より説明

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。テーマ2についてご紹介いたしました。ご意見とかご質問を含めいかがでしょうか。

私の方からお話したいと思います。皆様からお寄せいただいたご意見の中のキーワードの1つが「内水氾濫」だったと感じました。第1部の発表の中で秋田市の佐藤さんから広面地区の内水氾濫がなかなか予測できなかったような話もございました。佐藤さん、内水氾濫という想定をある程度されていたということでしょうか。それとも、あまり想定をしていなかったということでしょうか、いかがでしょう。

(秋田市 佐藤氏)

広面地区の内水氾濫の件について、発災する直前の月ぐらいに内水氾濫マップが出来上がり、これから周知を進めようというような状況の中で内水氾濫が起きました。川からかなり離れている部分でも水が上がり、災害ごみが出たということで、当初の対応では大変戸惑ったという状況です。このような部分を踏まえて、今後、特に太平川というのは住宅地中心部を貫いている川のため、そのような河川の水位が上昇することが想定される場合は、当然内水氾濫があると思うので、その部分の対応を注意したいと思います。

(JESC・鈴木)

ありがとうございます。広面の方々はハザードマップを直前にという話がありましたが、ここは溢れるかもしれないなっていうのは経験則的に分かっていたのでしょうか。

(秋田市 佐藤氏)

内水氾濫の範囲が非常に広く、河川のすぐそばであれば分かると思うが、街中の河川から

だいぶ離れた部分でも水が上がり、災害ごみが出たという状況です。そのため市全体としては、そういった部分の周知も進めていき、災害ごみの出し方等も周知を進めていきたいと思っています。

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。もう1つ、情報の伝達ということで環境省からのご発表にラインワークス(LW)の話も出ていました。これを活用してよかった点があればご説明いただければと思います。

(東北地方環境事務所 小池補佐)

ラインワークスに登録されている職員が、ほぼ同時期に同じ情報に接することができるということ、それから現地にいる職員が情報や写真をアップするので現地の情報などを地元事務所や自宅にいても分かるようになります。私どもは現地に順番で派遣されるため、あらかじめ予備知識のような形で現地の情報や現地の動きを把握した上で赴くことができるため、あらかじめ予備知識を持ったままの現地に向かうことができるメリットがあります。

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。現地の職員や本部の職員も同時に情報が提供できること、これが一番のストロングポイントだと思います。先ほどのご発表の中で仙台市の沼田さんからお話がありました、先遣隊というキーワードがあったと思います。この先遣隊について空振りをおそれずに出すことの必要性を今一度フォローしていただければと思いますがいかがでしょうか。

(仙台市 沼田氏)

やはり先遣隊の重要性というのは、最終的に仙台市が応援に入るという時に判断するためには、ラインワークスも含めて情報収集をしていますが、やはりある程度判断ができる職員が見ることによってさまざまな情報を得ることもできます。最も重要なのは、そこで関係する全てのステークホルダーと議論をしながら状況把握ができることは、情報を得ることを含めて、現地を見て議論をしながら状況を把握するという意味においてすごく重要だと思います。

派遣する側は、派遣した職員を通して情報を得ることで職員に対して指示もできます。また、職員から上がってくる情報は精査しやすいので、各自治体が先遣隊を出すということは、非常に有用だと考えています。

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。時間の関係もごさいますので、次のテーマに入らせていただきます。3つ目のテーマ「一定規模以上の災害発災後には仮置場を開設して広報周知する必要がありますが、その際どのようなことが課題になると思いますか。また、現状の取組内容と、

今後の取組予定又は取り組むことが望ましい内容」について、お願いします

「テーマ3」について資料2を用いて
日本環境衛生センター 堀内より説明

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。テーマ3について、ご意見・ご質問などございますか。

(青森県 中野渡氏)

仮置場について県の方にお聞きします。先ほど、秋田県では、市と協定を結んで県有地を提供するということがありました。他県の場合は、例えば県レベルで仮置場の候補地などを決めたり、県が仮置場の設置や市町村に提供したりするという場所を決めているなどはございますか。ぜひ、ご参考にできればと思います。

(JESC・鈴木)

青森県庁の中野渡さんからご質問いただきました。続いて宮城県さんお願いします。

(宮城県 伊藤氏)

仮置場の件に関して、本県においては宮城県の災害廃棄物処理計画を策定しており、その資料の一部に仮置場の候補地として県有施設等をリスト化しているという状況です。ただ関係団体との協定等がありますけど、その仮置場を具体的にどのように使うかといったところまでの手順や、運用方法はまだ決まっていないため、本県としても課題として考えておりました。

(JESC・鈴木)

他県のご担当者さんはいかがでしょうか。

今のキーワードの中で「戸別回収」の話が出てきました。これについて、いわき市さんの発表の中に、1024件実施したと伺いました。また、仮置場の開設についても、非常に早く開設できたと伺っております。戸別収集・仮置場について、いわき市さんよりフォローがあればお願いします。

(いわき市 木田氏)

仮置場がまず3日以内に設置できたということは、計画の中で発災後から3日以内に仮置場を設置することを目標として掲げていました。また、今回の浸水被害があったエリアは、実は仮置場があらかじめ候補になかったが、平時から産資協を含め大雨が来たらどういう準備をして、どのあたりが仮置場の候補地になるのかということを議論していました。このような取り組みによって、計画通りに設置できたと捉えています。

令和元年の時の台風災害の反省を活かし、戸別収集についても仮置場の設置と同時に、直

接搬入できない方は連絡をくださいということで、その連絡に対しては誰が収集するかをあらかじめ大体役割分担していました。そういった中で対応してきたということです。

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。3日以内にというところは本当に難しい点だと思います。準備された成果が出ているのかと率直に思いました。

時間の関係がございますのでテーマ4に入りたいと思います。「大規模災害発災時には、被災地域へ支援が向かいますが、“支援する側”と“支援を受ける側”(受援側)とで、やるべきこと・やってもらいたいことの整合性を取るには、どのようなことが課題になると思いますか。また、現状の取組内容と、今後の取組予定又は取り組むことが望ましい内容」についてお願いします。

「テーマ4」について資料2を用いて
日本環境衛生センター 堀内より説明

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。時間が当初の予定より押しております。もし、ご予定がある方は、ご退席いただいても結構ですので、もう少しお付き合いいただければと思います。

ポイントの中で支援体制のあり方・支援側のあり方などがございました。一方で平時の取組についてもコメントがございました。福島県の鴨田さんのご発表の中でも、平時で備えていたことが活用できたということがありました。これは関係する団体などとコミュニケーションなどを含めてだと思えます。福島県から、平時から備えていた、意識していたことをもう少し深掘りしていただけますか。

(福島県 大町氏)

廃棄物処理計画について各市町村の策定率が低いということで、できるだけ早く計画の策定をしていただくようお願いしているところです。また、計画の策定が進んでいないところについては、せめて仮置場候補地の選定についての準備を進めていただきたいということを各市町村の方をお願いしているところです。

また、今回被災したいわき市及び南相馬市は過去の災害に関する経験をお持ちであったので、その経験が今回うまくいったのではないかと考えております。

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。平時からの準備が大事だということを改めて深掘りしていただきました。仙台市の沼田さん、先ほどご発表の中に、やって欲しいことを言って欲しいというご発言がございました。この辺り支援する側としては、やはりリクエストがはっきり分かった方が的確な対応ができるということですか。

（仙台市 沼田氏）

やはり支援に行くにあたり、基本的には受援側の自治体から、まずはやって欲しいことをはっきり言っていただきたいと思います。また、具体的に考えられていない場合でも、漠然としてでもいいのでお伝えしていただければと思います。

現地で議論させていただく中で、「こんなこと言ったら申し訳ないな」と思うのではなく、とにかく思うところを率直に言っていただければ、特に先遣隊はベテランの職員を送り込んでいるため、そこで率直な意見交換ができればいいのではないかと思います。我々だけでなく環境省や他の自治体も入ってくる中で、率直に言っていただけるということがあれば、うまくいくのではないかなと考えています。

（JESC・鈴木）

ありがとうございます。やはり率直に伝えるということは時間を有効に使うということにもつながるのかと思いました。いわき市からも支援についてのご意見をいただければと思います。

（いわき市 木田氏）

今回の支援を受けた側として感じていたことは、先ほどの資料に記載がありましたが、「実際にどういう支援が欲しいですか」「こういう支援をどうですか」というメールを発災時にいただきます。正直私たちも計画に基づいたシミュレーションしていたとしても、「今何が必要なのか」ということを考える時間はなかったが、そういった中で仙台市や環境省がいち早く現地に来ていただいた。

言葉は悪いですが正直、耳が痛いような指摘とかもありました。私たちも人材バンクに登録している職員もいて、その職員たちからすれば分かっていることなのかもしれません。

私担当課長と担当係長は昨年4月に1年目ということもあり、そういった中で環境省の方々に現場を見ていただいて、当日、夕方に指摘いただいたりしました。また、現場の作業員の方たちからも聞き取ってもらい、私たちに支えてもらいました。

本当にプッシュ型の支援というのはありがたく、それが迅速に繋がっていたなというのを痛感しておりますので、そういった視点は大事ななと改めて感謝しているところです。

（JESC・鈴木）

ありがとうございました。災害時のプッシュ型支援はいろんなケースがありますが、いわき市からのご発言など伺っていると、やはり、分かっているてもできないことに気づかされるということもあると伺いました。ありがとうございました。

時間の関係がございますので、テーマ5に移りたいと思います。「発災時の備えとして、自治体では災害廃棄物処理計画、環境省では東北ブロック行動計画や各種手引き／マニュアル等を平時より策定しています。これらの計画や手引き／マニュアル等の発災時の実効性を高めるためには、どのようなことが課題になると思いますか。また、実効性を高めるために行っている現状の取組内容と、今後の取組予定又は取り組むことが望ましい内容」について

お願いします。

「テーマ5」について資料2を用いて
日本環境衛生センター 堀内より説明

(JESC・鈴木)

ありがとうございました。今のテーマ5についてご意見などございますか。

では、続けてテーマ6に入ります。「大規模災害発災時には、産業資源循環協会・建設業協会・解体業協会など、協定を締結している団体等や、人材バンク、D.Waste-Net(持続コン・全国都市清掃会議)、東北ブロック協議会、ボランティア、自衛隊などの支援組織と連携して対応に当たる必要があります。その連携を円滑に活用するためには、どのようなことが課題になると思いますか。また、円滑に活用するために行っている現状の取組内容と、今後の取組予定又は取り組むことが望ましい内容」について、お願いします。

「テーマ6」について資料2を用いて
日本環境衛生センター 堀内より説明

(JESC・鈴木)

はい、ありがとうございました。テーマ6についてということで発表しました。全体通して、ご意見やご質問などございますか。もし、お気づきの点があれば事務局にお寄せいただければと思います。

これまでテーマ1からテーマ6、そして第1部では各関係機関からのご発表ということでご教示いただきました。平時からの備えが大事だということ、また、早く何が欲しいかを伝えてもらうということが、受援を受ける側にも、あるいはプッシュ型支援をする場合にも、非常に有効であるのご発表もありました。

それと併せて、高齢化という問題が出てきたと思います。能登半島地震でも、被災した世帯の高齢化が進んでいたと報道もされています。今日のご発表の中でも、戸別回収というキーワードが出ました。水害の場合には、ご発表の中にもあった内水氾濫などや想定外のことも起こると発表がありました。命は守ることはできても、家財などは傷んでしまうケースがあるため、そういったことも踏まえた対応を、これから実際考えなければならぬと思いました。

また、皆さんからお寄せいただいた事前のご質問、ご意見には有用なキーワードもたくさん入っていますので、私どもの取りまとめる事務局の報告の中でも、整理してまいりたいと思います。時間が超過してしまいましたが、こちらで第2部の最初のテーマをこれでおしまいにしたいと思います。

続いて、最後に環境省への意見・要望について、環境省から回答をお願いしますでしょうか。

「環境省への意見・要望」について資料3を用いて
東北地方環境事務所 菅原課長補佐より説明

資料3 事前質問への回答

質問1

「仮置場候補地の選定に苦慮していると意見があったため、本県に所在する国有地の中で、候補地となり得る場所があればご教示願いたい」

具体的な候補地をこの場で申し上げることはできませんが、財務省の各地方財務局が災害対応用に使用可能な未利用地の国有財産リストを作成しております。今回の能登半島地震でも、北陸財務局からこのリストの提供を受けています。交渉次第になりますが、提供依頼をすれば、協力を得られるのではないかと期待をしているところです。

質問2

「大規模な災害になると現場の職員は自身も被災しながら考えなければならないことが本当に多く、非常に大変な状況。被害が大きいほど支援・受援の情報、広域処理の情報を整理することがスムーズな復旧につながると思いますが、実際の現場では情報が錯綜し現場で把握しきれないことも多くありますので、県や国が主導で情報のまとめ等を行っていただけると大変助かる」

大規模な災害になれば、ご家族を含む市町村職員の方々自身も被災しながら災害対応をしなければならない状況になります。能登半島地震においても、能登地域の市町を中心にこうした状況に置かれています。このような市町村を支援するため、環境省は今回のような能登半島地震のように大規模な災害が発生した場合には、被災県庁の中に環境省の現地対策本部を設置しています。本省職員や地方環境事務所職員が常駐し、情報収集等を行って取りまとめて被災市町村に提供しています。

また、各被災市町村には、全国から招集された地方環境事務所職員などを中心とするリエゾンチームが訪問または常駐し、現地対策本部の指揮のもと情報収集と情報提供、必要な助言指導を行っています。このリエゾンチームには必要に応じて県の職員の方が同行する場合があります。こうした現地での支援活動で被災市町村から得られた情報や要望等を集約して、支援・受援あるいは必要に応じた広域処理等の整理・調整などのマッチングを行っています。

質問3

『『災害関係業務事務処理マニュアル』より

仮置場管理業務の中で夜間警備は警察からの指導があった場合に限るとあるが、仮置場内の資機材や重機等の盗難対策、便乗ゴミの投機やごみの持ち去り対策として夜間警備員を自発的に配置しているのが実情。(実際に他の現場では発電機に接続されたケーブルが切断され盗難にあう事案発生や、仮置場入口施錠の破壊と、侵入の痕跡が発見されました。)警察が

らの指導を待つということは事件、事故の発生後でないと、上記のような問題に対応できないということになります。当該事案も含め、他の自治体においても同じような状況にあると思いますが、当補助事業での対象経費の拡充の検討を願います」

災害関係業務事務処理マニュアルには、警察からの指導に加えて消防からの指導があった場合も補助対象になる旨記載しています。ご指摘の通り、仮置場では盗難や便乗ごみの投棄、ごみの持ち去りなどがあります。加えて、昨年7月の秋田県内での大雨災害の時には、秋田市と五城目町の仮置場では火災が発生しました。

このように火災も含めて、様々な問題・トラブルが仮置場で起きているのが実態です。こうした点を未然に防ぐというのは非常に大事です。マニュアルには、「警察や消防からの指導があった場合に限る」ように記載されていますので、被災市町村においては積極的に警察や消防にあらかじめ情報提供していただいた上で警察や消防から注意指導・注意喚起の文書を用意してもらう、あるいは、仮置場の開設前に、警察や消防に現場を視察してもらい、指摘事項や注意事項を提示してもらい、その内容や様子を記録と写真で残してもらえば、補助対象にしたいと考えています。こういった災害が起きた場合は、仮置場を開設するにあたり、工夫していただければと思います。

(JESC・鈴木)

東北地方環境事務所の菅原補佐から回答いただきました。これで第1部、第2部含めて終了にしたいと思います。ここで司会の方にマイクを戻します。ありがとうございました。

(JESC・堀内)

皆様大変ありがとうございました。それでは閉会にあたり、環境省 東北地方環境事務所 藤田次長様より閉会のご挨拶をいただきたいと思います。藤田次長よろしく願います。

(東北地方環境事務所 藤田次長)

東北地方環境事務所の藤田と申します。本日は、午前の協議会、それから午後のセミナーを通じて、活発なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

午前の協議会では、今後の来年度の活動についての方向性をお示しました。その中で特に、来年度から新たに東北ブロックで実施を考えている、仮置場の設置管理運営訓練につきまして、色々とした質問をいただきましたので、今後実施を考えている宮城県、それから実際に実施する市町村と調整させていただければと考えております。それから各県で実施する人材育成研修につきましては、各県の意向にできるだけ沿った形で進めていきたいと思っておりますので、今後も緊密なコミュニケーションをよろしく願います。

午後のセミナーにつきましては、本年度起こった災害の対応について、成果や課題を振り返ることで、今後に向けた教訓を得られたのではないかと考えております。構成員の皆様各自持ち帰っていただいて、今後の対策強化に役立ていただければと思います。

最後になりましたけど、言い古されている言葉ですけども、災害は突然やってきますので、

平時からこのような形で緊密に連携をとって備えることができればと思います。

(JESC・堀内)

藤田様、大変ありがとうございました。

これにて、令和5年度災害廃棄物対策東北ブロックセミナーを閉会とさせていただきます。本日の内容が、今後の災害廃棄物の対応のご参考となれば大変幸いです。ご参加いただきました皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。